

大阪聯合會規約

第一章 總則

第一條 本會ハ日本労働同盟大阪聯合會ト稱シ本都ヲ大阪市

ニ置キ日本労働同盟並ニ關同同盟ニ加ル

第二條 本會ハ日本労働同盟ノ習慣及宣言ノ旨並ニ之ヲ

貫徹ヲ圖ルヲ以ツテ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メニ左ノ專門部ヲ置キ

必要ナル各該部ヲ行フ

政治部 教育出版部 記録調査部 爭議部 宣傳部

組織部 法律部 婦人部

第二章 組織及構成

第四條 本會ハ大阪地方ニ於ケル日本労働同盟ノ綱領及宣言

ノ主旨並ニ主張ノ貫徹ヲ圖ルヲ目的トスル各種産業別

組合、職業別組合、合同組合ヲ以ツテ組織ス

財團法人協同會大阪支所

大阪聯合會規約

第一章 總則

第一條 本會ハ日本労働同盟大阪聯合會ト稱シ本都ヲ大阪市

ニ置キ日本労働同盟並ニ關同同盟ニ加ル

第二條 本會ハ日本労働同盟ノ習慣及宣言ノ旨並ニ之ヲ

貫徹ヲ圖ルヲ以ツテ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メニ左ノ專門部ヲ置キ

必要ナル各該部ヲ行フ

政治部 教育出版部 記録調査部 爭議部 宣傳部

組織部 法律部 婦人部

第二章 組織及構成

第四條 本會ハ大阪地方ニ於ケル日本労働同盟ノ綱領及宣言

ノ主旨並ニ主張ノ貫徹ヲ圖ルヲ目的トスル各種産業別

組合、職業別組合、合同組合ヲ以ツテ組織ス